



インターネット、携帯電話、国内・国際電話…

# みんな安全に使っている？

知ってください 電気通信サービスの安全な利用について



総務省信越総合通信局



## はじめに

「電気通信サービス」といえば、以前は電話が主でしたが、今ではすっかりインターネット・携帯電話といった多彩なサービスが簡単に利用できるようになりました。

カメラ付ケータイ、ADSLや光ファイバーによる高速インターネット…、次々と新しいサービスが提供され、若年層を中心に気軽に利用できるようになった反面、これらの利用に伴う深刻なトラブルも急増しています。このパンフレットでは、このようなトラブルに巻き込まれやすい子どもを持つ保護者が、インターネット・携帯電話などを安心して使うことができるため知っておかなければならぬ注意点などについてガイドします。



## CONTENTS



### 1 インターネット

- 有害情報を家庭に入れないようにしましょう
- 自分で守りましょう—あなたの大切なプライバシー
- 保護者としてなすべきこと—フィルタリングソフトの利用

### 2 コンピュータの安全対策【ウィルスとワクチン】

- ウィルス感染に注意してください!

### 3 著作権・肖像権等

- 侵害しないよう注意が必要です

### 4 インターネットショッピング

- 安心の目安となります「オンラインマーク」
- インターネットオークション

### 5 電子メール

- 迷惑メールから子どもや青少年を守るために

### 6 出会い系サイト

- 未成年、特に女子の被害者が多くなっています!

### 7 情報提供サービス

- 使った覚えのない情報料の請求が来た!いったいどうしたら…

### 8 携帯電話・PHS

- 使い方、マナーには十分注意しましょう



## 世界中のひととお友だちインターネット

インターネットを利用してことで、自宅に居ながらにして世界規模の様々な情報を手に入れることができます。また、世界中のひとと電子メールで文章や画像をやり取りすることもできます。しかし、実社会と同じようにインターネットの世界でもモラルに欠ける人がいるために、私たちが被害に合う危険性があるのも事実です。安心してインターネットを楽しむために、次のような点を知っておくことが大切です。



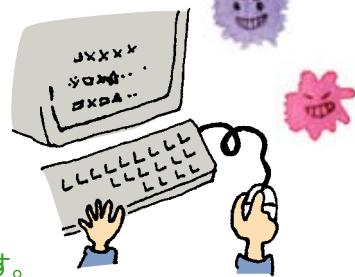


## 有害情報を家庭に入れないようにしましょう



### アダルトサイトは意図して探さなくても 簡単に接続されてしまいます

たとえば、検索サイトなどで「アイドル」と入力してみると、いかがわしいサイトがたくさん見つかります。



### 相手の声も顔もわからないのに信頼できますか

インターネットでは、人と交流する場合は、文字による場合がほとんどであり、相手の声や顔の表情が伝わってきません。ですから、匿名でコミュニケーションを取ることができます。インターネットでは、友達をつくることもできますが、果たして文字だけで相手をすべて信頼できるでしょうか？

匿名である以上相手が20歳でも、40歳でも簡単に少年になることができます。  
外国では、少年になりました相手に呼び出され、凶悪事件に巻き込まれるといったことも起きています。



### 不快なメッセージや誹謗中傷を受けることがあります

顔の見えない相手から、心ない発言をされる場合があります。誹謗中傷、差別表現の記述が多い掲示板サイトなどで不快な発言を受けると、心に深い傷を負うことがあります。



## ときに法を犯していることもあります

市販のCDやソフトウェアなどを皆で共有できるシステムがあります。欲しい物を手に入れるには交換が条件になっていて、著作権で保護されたものを配布していることもあります。

また、ウィルスの作成方法や、他人のコンピュータに忍び込む方法を紹介するサイトや、重大な罪・犯罪へと誘うサイトなど、興味半分に実行すると取り返しのつかない事態になります。

保護者はインターネットの危険性について知識を持った上で、インターネットに接続できるパソコンや携帯電話をお子さんに使わせてあげることが大切です。



## 自分で守りましょう—あなたの大切なプライバシー

インターネットの中には、アンケートや懸賞への応募などで、住所や氏名、電話番号などを記入させるページがあり、悪用されるとダイレクトメールなどの名簿の作成や個人情報が売買されるおそれがあります。また、最近では金融機関などからのEメールを装い、口座番号、クレジットカード番号、ID、パスワードなどの個人情報を入力させ金銭をだまし取る手口、いわゆる「フィッシング」詐欺といわれる被害が報告されています。個人情報を入力するときには、十分注意する必要があります。

# 保護者としてなすべきこと—フィルタリングソフトの利用

インターネット上の有害情報から子どもを守るために、保護者はお子さんと一緒にインターネットを利用するすることが望まれます。しかし、いつまでも横にいては、お子さんを一人立ちさせるチャンスをなくしてしまいます。とは言ってもやはりインターネットを自由に閲覧させるのに、まだ不安が残るでしょう。

そこで登場するのがフィルタリングソフトです。フィルタリングソフトは、子どもにとって好ましくないインターネット上の情報を自動的に遮断するソフトです。



## フィルタリングソフトはどこで手に入るのでしょうか？

無料のものから、プロバイダが提供するもの、またソフトメーカーが販売するものまでさまざまな種類のものがあります。

社団法人電気通信事業者協会(<http://www.tca.or.jp/japan/information/keitai/>)

財団法人インターネット協会(<http://www.iajapan.org/filtering/>)

でも詳しく説明していますので、早速チェックしてみましょう。



フィルタリングソフトとは、  
どのようなものか理解できましたか？  
コンピュータに不慣れな方には  
抵抗があるかもしれません、  
子どもを守る上で非常に大切なことです。  
まずは実際に使ってみましょう。



# コンピュータの安全対策【ウィルスとワクチン】

ウィルス感染に注意してください!

## コンピュータウィルスとは…

自分の力を誇示したいなどの身勝手な理由で、心ない人間によって作成された悪質なプログラムです。悪さをしたり、感染したりする性質を持つことが自然界のウィルスに似ているため、ウィルスと呼ばれるようになりました。

## 感染すると、自分も加害者になってしまいます

ウィルスは、電子メールやインターネット、フロッピーディスクなどでのデータのやりとりを通してコンピュータに入り込みます。

感染すると、自分のパソコンに入れてあるデータが破壊されるだけではなく、パソコン内の情報を盗まれたり、ウィルス付きのメールをパソコンが勝手に送信したりして、自分も他人に迷惑をかけることになってしまいます。



# ウィルス対策 —自分で自分のパソコンを守りましょう

ウィルス感染の恐ろしさがわかりましたか？ウィルス対策をしないパソコンは、鍵をかけない家と同じで、いつ被害に会うかわかりません。自分で自分のパソコンを守りましょう。

## 【対策1】外から来るデータには要注意

見おぼえのない電子メール（特に外国語のメール）や、それに添付されているファイルはそのまま削除してください。また、アダルトサイトなどではアクセスするだけで感染することもあるので、あやしいサイトは利用しないようにしましょう。

## 【対策2】ウィルス対策ソフト（ワクチンソフト）を必ずパソコンに入れておく

ワクチンソフトをあらかじめパソコンに入れておけば、パソコン内のデータがウィルスに感染されていないかを監視し、感染したらすぐに知らせ、駆除されるようになっています。

## 【対策3】OSを最新のものにアップデート

パソコンを動作させる基本的なソフトウェアであるOSのセキュリティパッチを確認し、常に最新のものにアップデートしてください。

新種のウィルスが次々と発生しています。

ワクチンソフトを入れてもそのワクチンデータが  
古いままであれば、感染してしまう危険があります。

こまめに最新のワクチンデータを手に入れて、

新種のウィルスにも  
対応できるようにしておきましょう。





## 著作権・肖像権等

### 侵害しないよう注意が必要です

インターネットなどでは、簡単に他人の文章やイラストなどを手に入れることができます。

しかし、これらには作った人に**著作権**がありますので、無断で使うことはできません。



### 保護者が注意すべきこと

- 例えば、子どもがホームページを作ろうとする場合には、他人の文章やイラストを無断で使わせないようにしてください。
- 音楽ソフトやコンピュータソフトも簡単にコピーができます。しかしこピーして他人と交換することは、著作権法違反となる場合がありますので注意しましょう。
- 写真を使う時にも、**肖像権**についての注意が必要です。どうしても使いたければ、写っている人すべてに掲載の許可をとる必要があります。



# インターネットショッピング

## 安心の目安となります



オンラインマークが貼ってあるホームページは、  
実在していて、かつ通信販売に関する法律をきちんと守っている  
事業者が運営していることがひと目で分かることから、安心の目安となるものです。  
オンラインショッピングを楽しむ際には、是非ともこのマークを目印にしてください！



安心の印「オンラインマーク」

(社)日本通信販売協会と日本商工会議所では、一定の基準をクリアした  
ショップに対して「オンラインマーク」を発行しています。

## インターネットオークション

インターネットオークションでは、いらなくなつた  
ものを売ったり、市場より格安でほしいものを手に  
入れることができます。

ただし、個人間での売買が基本であり、中には「商品が  
届かない」、「注文したものと違うものが送られてきた」  
などのトラブルが起こっています。トラブルを避けるためには  
「エスコローサービス」を利用する方法があります。手数料がかかりますが安心してイ  
ンターネットオークションを利用することができます。  
また、あまりにも高額となるオークションについては、十分な注意をはらうか、利用し  
ないほうがよいでしょう。





# 電子メール

## 迷惑メールから子どもや青少年を守るために

### ✉ 十分な教育と配慮が求められます

迷惑メールとは、悪質な業者などが商品の宣伝や有料サイト利用の勧誘などの目的で、一方的・無作為に送りつけるメールのことです。迷惑メールの問題として、出会い系サイトへの勧誘やアダルト情報、違法な物品などの販売広告が子どもや青少年に届いてしまうことがあります。こうしたことから子どもたちを守るには、メールソフトや携帯電話などの使い方について、保護者の方に十分な教育と配慮が求められます。



### 【対策】子どもがメールを使う場合の「きまり」を作る

- 1 知らない人からのメールには返信をしない（知らない人に道で声を掛けられた場合と同じ）。
- 2 不審なメールがきたら保護者に知らせる。
- 3 不審なメールのリンクをクリックしたり、メールに添付されているファイルを開いたりしない。
- 4 迷惑メールはすぐに削除する。
- 5 メールだけの友だちには、自分や家族の本名、住所、自宅電話番号、顔写真は絶対に教えない。
- 6 アダルト情報を含むサイト・出会い系のサイトは開かない。
- 7 有料サイトなどを利用する前、した後、誤って利用してしまった場合には、必ず保護者に報告する。

## 【対策】メールアドレスの管理を厳重にする

- 1 メールアドレスはなるべく公開しない。
- 2 指定したドメインやアドレスからのメールのみ受信するように設定する。
- 3 子どものメールアドレスは長くて複雑なものを使用する。
- 4 不用意にアダルトサイトなど閲覧しない。  
バナー(広告)をクリックしただけでアドレスなどの個人情報を知られてしまう技術もありますので注意しましょう。



携帯電話で見るサイトには、  
出会い系サイトやアダルトサイトなどの  
有害情報を遮断するフィルタリングソフトが  
使えないで、パソコンより  
危険だといえます。





## 出会い系サイト



出会い系サイトとは、インターネットを使って友人や男女の出会いの場を提供するホームページのことです。携帯電話やパソコンから接続でき、電子メールなどで見知らぬ者同士が連絡を取り合います。相手の顔がわからず、素性を隠して情報交換ができることから、この匿名性ゆえに児童売春、殺人、脅迫など多くの犯罪が生まれています。

### 未成年、特に女子の被害者が多くなっています！

2006年の出会い系サイトに関連した事件(警察庁)

検挙件数: 1,915件 その内、女性の被害者は1,307人 約94%！

被害者 : 1,387人 その内、18歳未満の女性の被害者は1,149人 約83%！

その内、携帯電話を利用したものは1,339件 約97%！

#### 事例 1 【児童売春・児童ポルノ法違反】

携帯電話の出会い系サイトで知り合った女子中学生に対し、現金を与える約束をしてみだらな行為をするとともに、その場面などをビデオ撮影。児童ポルノを製造し販売

#### 事例 2 【脅迫】

17歳の女子高生は、出会い系サイトで知り合った男性との交際を断ったところ、「身元は分かっている。絶対殺しに行く。」と脅迫された

## 子どもや青少年に教えましょう。

### ・【対策】出会い系サイトは、危険がいっぱいです！

殺人事件にまで発展することさえあります。絶対に、おもしろ半分や暇つぶしでアクセスしてはいけません。



### ・【対策】出会い系サイトに書き込みをしないで！

たとえ18歳未満であっても、次のような書き込みをすると犯罪となり処罰の対象になります。

〔例〕 私にお小遣いくれればお茶してもいいよ♥（by ゆみ 14歳）  
僕とHしてくれる人いませんか（TARO 17歳）

### ・【対策】携帯電話に入る出会い系サイトの広告は無視しましょう！

携帯電話のメールに異性の交際相手を紹介する広告が送られてきても、開かずにメールを削除しましょう。特に女子は、「女性は無料です。」という文句につられてアクセスしてはいけません。

## 携帯電話機、パソコンにも対策を

携帯電話会社によっては、出会い系サイトへのアクセス制限をかけられるサービスを実施しているところもあります。パソコンにはフィルタリングソフトを利用するようにしましょう。

また、最近では「モデル募集サイト」を悪用し、モデルに応募してきた少女にわいせつな行為をしたり、ホテルなどで強引な撮影をしたりする事件が起きています。

出会い系サイト規制法の抜け道に「モデル募集サイト」が利用されている場合もありますので、こういったサイトにも注意が必要です。



## 情報提供サービス

使った覚えのない情報料の請求が来た!  
いったいどうしたら…

だまされないで!  
架空請求が横行しています

はがき、電子メール、封書、電報、電話などで

「有料サイトの料金が未納です」「当社は債権回収を行なっており、業者から債権譲渡を受けました」「違法なソフトウェアを使用しているので罰金をお支払いください」などと架空の情報料、罰金、和解金、その他を請求してきます。

- 請求金額に延滞料、調査手数料、督促費用などを上乗せしてくる。
- 金額を記載せず、連絡先の電話番号のみを示して電話するよう求める。

といったケースも多くあります。

また、支払わない場合には

「直接自宅へ回収にうかがい、交通費、宿泊費などの回収手数料も請求します」

「当社の回収は手荒です」「(法的手段に)訴えます」

「信用機関のブラックリストにあなたの名前を載せます」

「1日〇〇〇円の延滞料が加算されていきます」

などと不安をあおるような脅迫的な言葉も書かれていたりします。

あどすのような口調で電話してきた事例もあります。

最近では、広告メールに貼付されているURLやアダルトサイト上の画像をクリックしただけで「登録ありがとうございます」の表示と共に利用料金を請求する「ワンクリック詐欺」というものもあります。



## ご注意ください! 支払う必要はありません。



### 相手が主張する有料サイトの利用などは身に覚えがありますか?

身に覚えのないものについて支払う必要は全くありません。



### 具体的な利用内容、債権内容について説明はありますか?

根拠がはっきりしない請求には応じるべきではありません。

過去に有料サイトを利用していたとしても、今回の請求と関係があるとは限りません。

しつこく請求を求められた場合でも、利用明細などの根拠が示されないなら絶対に支払いに応じてはいけません。



### 法定利息を超えた額の延滞料金は、一切無効です！

未払い料金に加えて延滞料金の請求があっても、消費者契約法で定める年14.6%を乗じた額以上は支払う必要はありません。よって「1日3,000円」などという延滞金も無効です。



### 請求相手の名称、住所、連絡先は記載されていますか?

振込先口座や、携帯電話番号の記載だけでは、信頼のおける事業者とは考えにくいでしよう。

なお、債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可が必要です。許可事業者の一覧は法務省ホームページに掲載されています。架空請求の場合は、許可を受けずに債権回収業者であると偽っているものと考えられます。



### 契約する意思はありましたか?

契約する意思がなかったり、誤操作などにより誤ってクリックしてしまったケースにおいては「電子消費者契約法」により契約の無効を主張できます。

# 「子どもに何かあったら大変だ。怖いし、これ以上関わりたくない、だから払おう」はとても危険!

一度でも支払いに応じてしまうと、応じる人だと相手に思われてしまい、さらに新手の請求につながります。

相手の請求どおり支払うことは、  
解決につながらないです!



## 支払わずに放置する

これが最善の対処方法です。再度同様の請求があっても、対応は同じです。

電話がかかってきたら、き然とした態度で身に覚えがなく支払拒否する旨だけ伝え、早めに電話を切り上げましょう。

同じ相手から執拗な電話がかかる場合は、電話会社に依頼して着信拒否などの手段をとることが出来ます。ハガキや封書ならば、表に「受取拒絶」と朱書きして投函することが出来ます(注:封書は開封前のものに限り受取拒絶が可能です)。



## 請求書等は保管

事業者からのハガキ、封書、電子メール等は、念のため保管しておきましょう。



## これ以上の個人情報は知られないようにする

相手は、請求方法が郵送なら住所を、電子メールならアドレスを、電話なら電話番号を知っています。でもそれ以外は知られていない可能性があります。こちらから連絡をとったり、電話で聞かれたことに安易に答えたりすると、さらに個人情報を知られ、相手につけこむ隙をますます与えてしまいます。個人的な情報を知られないようにしましょう。

業者は、電話番号やメールアドレスなどから、氏名や住所等の個人情報を電話会社やプロバイダーから調べることはできません。



## 未成年者の契約であれば、取消しが可能

未成年者が、親権者の同意がないまま内緒で有料サイトの利用契約をした場合は、原則として契約の取消しができます。



## 警察へ情報提供

請求されるままに支払ってしまったり、脅迫まがいの強引な取立てを受けたという場合は警察へ届出しましょう。



## その正体は？

悪質な事業者または個人が、電話帳や流出した名簿などを使って、根拠のない請求書を不特定多数に送りつけているのではないかと想定されます。全国的には、このような手口で多数の人から金銭をだましとったとして、詐欺などの疑いで逮捕された個人やグループの事例もあります。



## 携帯電話・PHS

### 使い方、マナーには十分注意しましょう

平成18年12月末現在、携帯電話の契約数は全国で約9,494万、PHSは約489万で、人口に対する普及率は78.1%となっています。(国民のおよそ4人に3人が携帯やPHSを所持!)どこにいても連絡がとれる利便性に加え、インターネット接続やメール、カメラ機能などが充実してきたことにより、中・高校生など若年層にもすっかり普及していますが、その使い方やマナーの面では様々な問題が起きています。



#### 節度をもって使いましょう

「友だちとメール交換がしたい」という理由で契約する事が多いようです。しかし、あまりにものめりこみすぎ、授業中や夜中までメールをして学校生活に深刻な影響を及ぼすこともあります。使い方に節度をもたせるよう、保護者の注意が必要です。



#### 使用禁止の場所もあります

電話が発生させる電波が精密機械を誤動作させてしまう可能性があります。飛行機の中や病院内など、使用してはいけない場所もありますので注意しましょう。



## マナー、モラルを守りましょう

カメラ機能の使用にはモラルが求められます

カメラ機能は、いつでも気軽に写真を撮影して保存でき、メールで友人に送ることもできるなど、大変便利なものです。しかし、そのような手軽さが様々な問題を起こしています。



- 美術館において、静かに鑑賞している時のカメラの「シャッター音」や「フラッシュ」、また、撮影した写真を友人に送信したりして著作権を侵害すること
- 電車内や階段などにおいて、女性の下着などを盗撮すること
- 本や雑誌の情報を撮影し、買わずに済ませてしまうこと（デジタル万引き）

これらの行為は、他人のプライバシーを侵害して迷惑をかけたり、法律に触れたりする場合もあります。保護者には、社会の中で守るべきモラルについてしっかりと教育することが求められます。



## 危ない!!運転中の通話



運転中の通話は大変危険です。気を取られて思わず事故につながりかねません。

ドライブモード機能や留守番機能などを活用しましょう。また、停車してから使うようにしましょう。

自動車などの走行中に  
携帯電話を使うことは、  
道路交通法により  
禁止されています。





## あれ？無くしたかも… — 気付いたらすぐに連絡を —

携帯電話機は、本体価格が低価格であるためか、紛失・盗難があっても軽く考え、放置する場合や紛失届が遅れる場合があるようです。また電話機には、自分だけでなく友人・知人の名前、電話番号、メールアドレス、着信履歴など他人の個人情報が入っています。紛失・盗難によって、これらの人たちに迷惑をかけないためにも、**他人が勝手に使用できないようにするロック機能の設定をしておきましょう。**  
もし紛失(盗難)した場合には、携帯電話会社に契約者本人が連絡して、サービスを止めましょう。また、警察にも紛失(盗難)届を出しておきましょう。



## 未成年者の契約についての注意点

未成年者の契約には、法律上親の同意が必要です。年齢を偽ったり、同意がないのにあると偽ったりすると、契約を取消せない場合があります。

契約をするときは、購入店で料金やサービス内容、通話できる地域などの詳しい説明をよく聞き、後でトラブルにならないように十分注意しましょう。





## 子供の通話明細を見たいのですが…

——本人でなければ閲覧できません——

通話明細は「通信の秘密」として厳格に保護されており、原則として契約者本人しか通話明細を閲覧することはできません。従って、単に親であるというだけで通話明細が閲覧できるわけではありません。携帯電話会社によって異なりますが一般的には、契約者の委任状と、親と子それぞれの公的証明書(運転免許証やパスポートなど)を揃えて請求すれば閲覧できる場合が多いようです。



## 絶対にしてはいけません「名義貸し」

「アルバイトになる」「料金は払わなくていい」「迷惑はかけない」などと先輩や友人などに誘われ、軽い気持ちで携帯電話の契約に名義を貸してしまい、電話会社から高額な請求がきてしまう、というような事例が起きています。

### 保護者が注意すべきこと

- 「名義貸し」でも契約は契約です。必ず契約名義人に料金が請求されますので、子どもには絶対に他人に名義を貸さないよう教えましょう。
- たとえ友人や先輩の頼みであったとしても、安易に生徒手帳・学生証、運転免許証などを渡さないようにさせましょう。



# 気をつけましょう パケット料金は知らない内に高額になってしまいます

## 相談実例

ある主婦より

「高校生の息子が携帯電話を使っているが、これまで携帯電話料金は毎月1万円程度だった。ところが今月の請求が急に約4万円になっていた。息子に聞いたところ、「音楽やゲームなどをダウンロードしたことはあるが、こんなに高額になるほど利用した覚えはない」と言う。疑問に思って、携帯電話会社に問い合わせをしたが、発信記録があるため支払ってほしいと言うだけ。なぜこんなに高額な携帯電話料金になってしまったのか。」



## パケット通信とは…

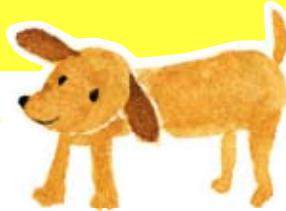
- 携帯電話はデータ(情報)を小分けにしてやりとりする通信方式になっており、これをパケット通信と呼んでいます。
- 距離や時間に関係なく、メールやインターネットを利用した時にやり取りしたデータの情報量で料金が決まるシステムとなっています。

この事例は、毎日のように友だちとメールをやり取りしたり、頻繁に音楽やゲームのサイトなどを利用したためにパケット通信料が積み重なり、気がつかないうちに高額になったのだと考えられます。

携帯電話会社では、月々の携帯電話料金が高額にならないよう、様々なサービスを提供しています。  
※パケット通信の利用金額が一定に達した段階で、その旨をメールで連絡を受けるサービスや、あらかじめ定めた利用金額に達した翌日に発信を止める料金プランなど

請求書を見てから慌てることにならないよう、子どもや青少年に携帯電話を持たせる場合には、よく話し合ってこれらのサービスを利用するのも一つの方法です。

さあ、あなたの  
お家をチェックしてみて！



▼当てはまるところにチェックをしてね。

Yes

- パソコンは家族の集まる部屋に置いてある
- 子どもがインターネットを利用するときには一緒に見ている
- 子どもに届くメールは定期的にチェックしている
- メールやホームページ上で個人情報を入力しないように気を付けている
- 通話料金の請求明細書をきちんと確認している
- 子どもの携帯電話について、契約しているサービス内容を把握している
- セキュリティ対策ソフトをインストールし活用している
- 不審なメールは開かずに削除している

お母さん、チェックしているね



さあ、どうだったかな？

ひとつでもチェックできない項目はみんなで解決してね。

うやま、どうだなあ



## いざ、という時の問い合わせ先

### ◆迷惑メールに関することは…

財団法人日本データ通信協会 <http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

問い合わせ／迷惑メール相談センター

TEL.03-5974-0068 受付時間／10:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

### ◆インターネットショッピングに関することは…

社団法人日本通信販売協会(CJADMA) <http://www.jadma.org/>

問い合わせ／通販110番

TEL.03-5651-1122(平日／10:00～12:00,13:00～16:00)

土日祝日・年末年始は休業(Eメール相談は24時間受付(jadma@jadma.org))

### ◆著作権に関することは…

社団法人著作権情報センター(CRIC) <http://www.cric.or.jp/office/soudan.html>

問い合わせ／著作権相談室

TEL.03-5353-6922 受付時間／10:00～12:00,13:00～16:00（土曜・日曜・祝日を除く）

### ◆問題が起きた時の相談窓口をお探しの方は…

インターネットホットライン連絡協議会 <http://www.iajapan.org/hotline/>

### ◆インターネットで弁護士に相談したいなら…

インターネット消費者被害対策弁護団 <http://www1.neweb.ne.jp/wb/licp/>

### ◆ウィルス・安全対策に関することは…

情報処理推進機構(IPA) <http://www.ipa.go.jp/>

電気通信サービス全般に関するご相談

総務省 信越総合通信局 情報通信部電気通信事業課 TEL.026-234-9952

memo

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

インターネット、携帯電話…電気通信サービスは、技術の進歩に伴ってますます便利になってきました。しかし、その「光」が輝かしいほど「影」もまた暗いと言えるでしょう。子供や青少年を、できるかぎりこの「影」の影響から守ってあげなければなりません。そのために、保護者の皆様が理解しておきたいことをまとめました。

電気通信サービスを利用する上でのマナーは、基本的に2つあります。1つ目は「相手を思いやること」、2つ目は「自分の身は自分で守ること」です。これからも発展していく様々な電気通信サービスを上手に、安全に利用し、皆様の暮らしをより豊かで便利なものにしてください。



「フィルタリングソフトを使ってみよう!」出典：財団法人インターネット協会  
「少年がインターネットを安心して利用するために」制作：財団法人全国防犯協会連合会  
「インターネットを利用する方のためのルール&マナー集 迷惑メール対策編」出典：財団法人インターネット協会  
「インターネットを利用する子供のためのルールとマナー集(教師・保護者版)」出典：財団法人インターネット協会  
「オンラインマークは安心の印」日本商工会議所オンラインマーク総合センターのホームページをもとに作成  
「架空請求にだまされないで!」富山県消費者生活センターのホームページをもとに作成



総務省信越総合通信局 情報通信部電気通信事業課  
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎  
TEL 026-234-9952 FAX 026-234-9999  
<http://www.shinetsu-bt.go.jp/>